

財政援助団体等監査結果報告
〔株式会社神戸フェリーセンター〕

神戸市監査委員	谷	口	時	寛
同	吉	田	基	毅
同	む	ら	の	誠
同	藤	本	浩	二

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成27年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

株式会社神戸フェリーセンター（以下「会社」という。）における出納その他の事務（神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理に係る出納その他の事務を含む。）で、主として平成26年度執行の事務

2 監査の期間

平成27年8月19日～平成28年3月18日

3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団体の概要

(1) 設立の趣旨

会社は、東神戸フェリーターミナルにおける各フェリー会社の船舶運航（埠頭使用・離着岸・乗船券発売等）について、フェリー埠頭の公共性を維持しながら、車両並びに旅客貨物の安全運送に資するとともに、フェリー優先埠頭としての機能を発揮することで、フェリー輸送を通じて経済全体の発展に寄与することを目的として、昭和44年8月に東神戸フェリーターミナル内に設立された。なお、平成11年3月に東神戸フェリーターミナルは閉鎖され、現在は新港第3突堤等で引き続き業務を行っている。

(2) 本市との関係

出資

会社の資本金は5,000万円であり、本市は1,800万円（出資率36.00%）を出資している。また、本市以外の出資者は、神戸港埠頭株式会社、神戸航空貨物ターミナル株式会社のほか民間の株式会社3名である。

公の施設の指定管理

神戸三宮フェリーターミナル及び六甲船客ターミナルの指定管理者として会社を指定している。

また、中突堤旅客ターミナル及びポートターミナルについては、会社を含む3団体で構成する共同事業体を指定管理者として指定している。

ア 指定管理料

平成26年度の指定管理業務に係る指定管理料は第1表のとおりである。

なお、使用料は指定管理者が徴収した後、本市に払い込んでいる。

第 1 表 指 定 管 理 料

（単位 金額：千円）

	神戸三宮フェリーターミナル	六甲船客ターミナル	中突堤旅客ターミナル及び ポートターミナル
指 定 期 間	平成26年度（1年間）、 平成27年度～平成30年度	平成26年度～平成29年度	平成26年度～平成29年度
指 定 管 理 料	18,784	5,282	170,321
（うち修繕費）	(159)	(103)	(2,924)
（うち設備等保守点検費）	(3,680)	(-)	(-)

修繕費は施設の補修・小修繕に係るものであり、年度終了後精算している。
神戸三宮フェリーターミナルについて、設備等保守点検費は施設設備の保守・点検に係るものであり、年度終了後精算している。

中突堤旅客ターミナル及びポートターミナルの指定管理料は、共同事業体への指定管理料である。

イ 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成 26 年度の総合評価（5 段階評価（AAA，AA，A，B，C））及び主な所見は第 2 表のとおりである。

第 2 表 総合評価及び主な所見

	神戸三宮フェリーターミナル	六甲船客ターミナル	中突堤旅客ターミナル及び ポートターミナル
総合評価	A	A	A
主な所見	年度途中にオープンした新施設については、乗客案内および使用許可等の面においてイレギュラーな対応を要する場面が多かったが、いずれも適切な対応ができています。	26年度は、点検報告においてトイレ設備の故障が多く見られたが、その都度迅速に修繕を行い対処している。	大型客船入港時の連絡・調整や維持管理業務も含め、施設の管理運営業務は適正に実施されている。特にポートターミナルにおいては平成26年度に市が大規模改修工事を進める中で、関係機関と連携を取りながら、円滑な業務運営が行われたことは評価できる。

総合評価のAは、提案内容の達成度や過去実績との比較を踏まえて、概ね良好な管理運営がなされているものである。

職員数

平成 26 年度末における職員数は 25 人であり、本市からの職員の派遣はない。

(3) 事業の概要

会社の所在地は、中央区新港町 3 番 7 号である。

事業の概要は以下のとおりであり、主な業務量の比較は第 3 表のとおりである。

フェリー事業

会社の中心事業として、神戸三宮フェリーターミナル及び六甲アイランドフェリーターミナルにおいて、フェリー会社からの委託を受けてフェリーサービス事業（陸上誘導，発券業務等）を行っている。なお、神戸三宮フェリーターミナルにおいては、平成 26 年 10 月 1 日より神戸～宮崎航路が就航した。

駐車場事業等

ポートアイランド中埠頭駐車場，ポートアイランドシャーシプール，六甲アイランドシャーシプール，青木北駐車場などの駐車場経営を行っている。

指定管理者事業

平成 18 年度より指定管理者としての指定を受けて、神戸三宮フェリーターミナル等の管理業務を行っている。

第 3 表 業 務 量 の 比 較

(単位 増減率：%)

項 目			平成26年度	平成25年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率	
発 着 地	航 路 名	種 別					
フ エ リ ー 事 業	神 戸 三 宮 フェリーターミナル	乗 用 車 (台)	28,092 (16,228)	31,193 (18,112)	3,101 (1,884)	9.9 (10.4)	
		高 松 (うち小豆島)	ト ラ ッ ク "	43,939 (656)	42,521 (617)	1,418 (39)	3.3 (6.3)
		一 般 旅 客 (人)	84,625 (27,325)	90,790 (32,687)	6,165 (5,362)	6.8 (16.4)	
		宮 崎	乗 用 車 (台)	16,491	-	16,491	皆増
		ト ラ ッ ク "	14,953	-	14,953	皆増	
		一 般 旅 客 (人)	39,725	-	39,725	皆増	
	六 甲 アイランド フェリーターミナル	大 分	乗 用 車 (台)	13,484	16,477	2,993	18.2
			ト ラ ッ ク "	34,321	36,521	2,200	6.0
			一 般 旅 客 (人)	53,122	54,663	1,541	2.8
		合 計	乗 用 車 (台)	58,067	47,670	10,397	21.8
		ト ラ ッ ク "	93,213	79,042	14,171	17.9	
		一 般 旅 客 (人)	177,472	145,453	32,019	22.0	
駐 車 場 事 業	ホ ー ト アイランド 中 埠 頭 駐 車 場	年度末契約台数 (台)	167	163	4	2.5	
	ホ ー ト アイランド シャーシブール (207イート)	" "	30	30	0	0.0	
	" (407イート)	" "	190	190	0	0.0	
	六 甲 アイランド シャーシブール (207イート)	" "	95	83	12	14.5	
	" (407イート)	" "	185	184	1	0.5	
	青 木 北 駐 車 場	" "	82	98	16	16.3	

宮崎航路は平成26年10月1日就航である。

(4) 経営状況と財政状態

経営状況

経営状況は、第4表のとおりである。なお、消費税処理は税込処理である。

第4表 比較損益計算書

(単位 金額：千円，比率：%)

科 目		平成 26 年 度		平成 25 年 度		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
		金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
収益の部	営業収益 (a)	516,672	99.8	455,825	100.0	60,847	13.3
	フェリー事業収入	249,324	48.2	204,708	44.9	44,616	21.8
	駐車場事業収入	184,362	35.6	182,652	40.1	1,710	0.9
	指定管理者事業収入	82,986	16.0	68,465	15.0	14,521	21.2
	営業外収益	989	0.2	96	0.0	892	927.9
	雑収入	913	0.2	15	0.0	898	ほぼ皆増
	受取利息	76	0.0	81	0.0	5	6.4
当期収益合計 (A)		517,660	100.0	455,921	100.0	61,739	13.5
費用の部	営業費用 (b)	509,400	100.0	446,580	100.0	62,820	14.1
	フェリー事業費用	211,272	41.5	170,762	38.2	40,510	23.7
	駐車場事業費用	142,168	27.9	138,906	31.1	3,262	2.3
	指定管理者事業費用	70,870	13.9	65,188	14.6	5,682	8.7
	一般管理費	85,090	16.7	71,724	16.1	13,366	18.6
当期費用合計 (B)		509,400	100.0	446,580	100.0	62,820	14.1
経常損益 (C=A-B)		8,260	-	9,341	-	1,081	11.6
特別利益 (D)		2,165	-	2,643	-	478	18.1
賞与引当金繰戻益		2,165	-	2,161	-	4	0.2
退職引当金繰戻益		-	-	482	-	482	皆減
税引前当期純利益 (E=C+D)		10,425	-	11,984	-	1,559	13.0
法人税，住民税及び事業税 (F)		325	-	16	-	309	ほぼ皆増
当期純利益 (G=E-F)		10,100	-	11,968	-	1,868	15.6
前期繰越利益剰余金 (H)		113,333	-	125,301	-	11,968	9.6
繰越利益剰余金 (I=G+H)		103,233	-	113,333	-	10,100	8.9
営業収支比率 (a/b×100)		101.4	-	102.1	-	0.7	-
経常収支比率 (A/B×100)		101.6	-	102.1	-	0.5	-

財政状態

財政状態は、第5表のとおりである。

第5表 比較貸借対照表

(単位 金額：千円，比率：%)

科 目	平成26年度末		平成25年度末		対前年度 増減	対前年度 増減率
	金額	構成 比率	金額	構成 比率		
資 産	105,209	100.0	89,445	100.0	15,764	17.6
流動資産	94,967	90.3	69,417	77.6	25,550	36.8
1 現金預金	81,421	77.4	62,765	70.2	18,656	29.7
2 売掛金	12,588	12.0	3,756	4.2	8,832	235.1
3 立替金	94	0.1	-	-	94	皆増
4 前払費用	864	0.8	895	1.0	31	3.5
5 貸付金	-	-	2,000	2.2	2,000	皆減
固定資産	10,242	9.7	20,028	22.4	9,786	48.9
1 有形固定資産	1,898	1.8	2,459	2.7	562	22.8
(1) 建物	620	0.6	650	0.7	29	4.5
(2) 建物付属設備	443	0.4	391	0.4	53	13.5
(3) 構築物	816	0.8	1,396	1.6	581	41.6
(4) 車両	0	0.0	0	0.0	0	50.0
(5) 什器備品	19	0.0	23	0.0	4	18.5
2 無形固定資産	632	0.6	703	0.8	71	10.2
(1) 電話加入権	394	0.4	394	0.4	0	0.0
(2) ソフトウェア	238	0.2	309	0.3	71	23.1
3 投資その他の資産	7,712	7.3	16,865	18.9	9,153	54.3
(1) 投資有価証券	5,807	5.5	15,000	16.8	9,193	61.3
(2) 差入保証金	1,905	1.8	1,865	2.1	40	2.1
負債及び純資産の部	105,209	100.0	89,445	100.0	15,764	17.6
負債	158,442	150.6	152,777	170.8	5,665	3.7
流動負債	99,689	94.8	90,879	101.6	8,809	9.7
1 買掛金	36,336	34.5	32,473	36.3	3,863	11.9
2 未払法人税等	5,459	5.2	5,459	6.1	0	0.0
3 未払消費税	11,587	11.0	2,578	2.9	9,009	349.4
4 前受金	12,068	11.5	11,923	13.3	145	1.2
5 預り金	22,944	21.8	34,870	39.0	11,926	34.2
6 未払費用	1,894	1.8	1,410	1.6	484	34.3
7 仮受金	7,298	6.9	-	-	7,298	皆増
8 賞与引当金	2,102	2.0	2,165	2.4	64	2.9
固定負債	58,753	55.8	61,898	69.2	3,145	5.1
1 長期預り金	10,000	9.5	10,000	11.2	0	0.0
2 預り保証金	12,695	12.1	13,844	15.5	1,149	8.3
3 修繕引当金	2,000	1.9	2,000	2.2	0	0.0
4 退職給付引当金	34,059	32.4	36,054	40.3	1,996	5.5
純 資 産	53,233	50.6	63,333	70.8	10,100	15.9
株 主 資 本	53,233	50.6	63,333	70.8	10,100	15.9
1 資本金	50,000	47.5	50,000	55.9	0	0.0
2 繰越利益剰余金	103,233	98.1	113,333	126.7	10,100	8.9
(うち当期純利益)	(10,100)	(9.6)	(11,968)	(13.4)	(1,868)	(15.6)

(5) 業務の適正を確保するための取組

会社法第 362 条第 5 項に基づく取締役会による業務の適正を確保するための体制の整備を決定する義務はないが、業務の適正を確保するための取組状況は第 6 表のとおりである。

第 6 表 業務の適正を確保するための取組

項 目	主な取組	実施状況
法令及び定款の適合性	・ 監査役による会計監査	決算に関する監査を毎年実施。 平成26年度の監査役会は 平成27年6月9日実施。
	・ 公正な業務の確保に関する規程，施行細則	規程：平成21年4月施行 施行細則：平成21年4月施行
	・ 公正職務審査会への諮問	平成26年度は諮問は行っていない。
	・ コンプライアンス対策会議の設置	平成26年度は会議を開催していない。
	・ 内部監査（自主監査）の実施	自主監査年1回実施
情報の保存及び管理	・ 個人情報保護規程，運用要綱	規程：平成17年4月施行 運用要綱：平成17年4月施行
	・ 文書管理規程	平成12年4月施行
	・ セキュリティポリシー	平成22年7月施行
	・ 情報セキュリティ研修	毎年1回実施。 平成26年度は6月に実施。
損失の危険の管理	・ セキュリティポリシー	平成22年7月施行
	・ 情報セキュリティ研修	毎年1回実施。 平成26年度は6月に実施。
効 率 性	・ 年度予算の策定及び執行管理	予算については取締役会に議案として 供し承諾を得ている。事業執行につ いては毎月の業務報告から役員に説明。 予算執行管理は9月末での決算見込みを 作成している。
	・ 処務規程	平成12年4月施行

5 監査の結果

会社の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められたが、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 経営に関する事項について（第 4 表参照）

平成 26 年度は、当期収益合計 5 億 1,766 万円に対して、当期費用合計は 5 億 940 万円であった。

収益は前年度に比べ 6,173 万円（13.5%）増加した。これは主として、フェリー事業において平成 26 年 10 月から宮崎航路が就航したことに伴いフェリー会社からの受託料が増加したこと、指定管理者事業において神戸三宮フェリーターミナルの新施設の完成に伴う管理施設の増加等に伴い、指定管理料が増加したことなどによるものである。

費用は前年度に比べ 6,282 万円（14.1%）増加した。これは主として、フェリー事業及び指定管者事業において、宮崎航路の就航等により職員を増加したことなどに伴い人件費が増加したこ

と及び業務委託料が増加したことなどによるものである。

費用の増加が収益の増加を上回っていることから、経常損益は前年度に比べ 108 万円(11.6%)減の 826 万円であった。ここから特別利益の賞与引当金繰戻益を加え法人税等を控除した当期純利益は 1,010 万円の前年度に比べ 186 万円(15.6%)の減少であった。

(2) 財務に関する事項について(第 5 表参照)

当年度末の資産は 1 億 520 万円で、現金預金の増加などにより、前年度に比べ 1,576 万円(17.6%)増加した。

負債は 1 億 5,844 万円で、未払消費税の増加などにより、前年度に比べ 566 万円(3.7%)増加した。

フェリーは、車両輸送に比べエネルギー効率が低いことから二酸化炭素の排出抑制により環境負荷低減へ貢献できることや災害時の陸路の代替輸送手段となることなどの優れた特性を持つ公共性の高い輸送機関であるが、本四架橋の整備や景気の低迷、原油価格の高騰などにより厳しい局面に置かれてきた。また、会社の過去からの累積欠損金は縮小しつつあるものの、なお 1 億円を超えている。しかし、平成 26 年度には新ターミナルの完成や宮崎航路の 16 年ぶりの神戸復活など明るい兆しが見えてきた。会社も船会社や関係機関と協力して新ターミナルの運営による利便性の向上やイベント等の開催により神戸港の活性化に取り組んでいる。

今後も神戸港におけるフェリー事業の活性化に寄与し、累積欠損金の解消に引き続き努められたい。

(3) 指摘事項

指定管理に関する事務

ア 徴収した使用料を専用口座により管理すべきもの

会社はポートターミナルの管理を行う指定管理者である共同事業体の構成員として、駐車施設の使用料徴収業務を行っている。

協定書によれば、使用料は本市に帰属し、指定管理者は使用料を収納したときは予め本市に届け出た専用口座に入金しなければならないとされている。また、本市の公の施設の指定管理者制度運用マニュアルによれば、使用料収入等については、必ず指定管理者に専用口座を開設させて管理させることとされている。

平成 25 年 11 月までは、駐車施設使用料を指定管理専用口座(本市への届出なし)に入金していたが、それ以降は会社の他の支払い等も行う口座に入金を行っていた。

協定書に基づき専用口座を届け出て、その口座に入金すべきである。

イ 港湾施設の使用許可を行うべきもの

神戸市港湾施設条例では、指定管理区域内の土地を使用させるためには指定管理者が使用許可を行うこととされている。

しかし、平成 26 年 9 月 6 日以前において、フェリー会社等に指定管理区域内の車両置場を利用させる際に会社が使用許可を行っていない事例があった。

適正な事務処理を行うべきである。

(事例)

- ・ H26.4.1 ~ H26.4.30 : 2 台
- ・ H26.5.1 ~ H26.6.30 : 1 台
- ・ H26.4.1 ~ H26.9.6 : 9 台

凡 例

- 1 文中で用いる金額は、原則として千円の位以下を省略し、万円単位で表示している。
- 2 各表中の金額は、原則として百円の位を四捨五入し、千円単位で表示している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年度増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が 1,000% 以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が 1,000% 以上のもの。
- 5 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。